



平成 29 年 2 月 21 日

各 位

会 社 名 第一屋製パン株式会社
代表者名 代表取締役社長 前川 智範
(コード 2215 東証第一部)
問合せ先 取締役コーポレート本部長
小室 英夫
(TEL 042-344-7524)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 21 日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 30 日開催予定の第 75 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 7 月 1 日

(参考) 但し、株式売買後の振替手続きとの関係で東京証券取引所における売買単位の 100 株への変更予定日は、平成 29 年 6 月 28 日となります。

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施するものであります。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 平成29年7月1日をもって、平成29年6月30日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式10株につき1株の割合で併合する。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成28年12月31日現在)	69,299,000株
株式併合により減少する株式数	62,369,100株
株式併合後の発行済株式総数	6,929,900株

(注「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成28年12月31日現在の株式名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	8,776名(100.00%)	69,299,000株(100.00%)
10株未満	99名(1.13%)	176株(0.00%)
10株以上	8,677名(98.87%)	69,298,824株(100.00%)

※上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、現在10株未満の株式のみご所有の株主様99名(所有株式数の合計176株)は株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端株が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記1.に記載の「単元株式数の変更」および上記2.に記載の「株式併合」に伴う定款の一部変更であります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>132,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>13,200,000株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年2月21日
定時株主総会開催日	平成29年3月30日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年7月1日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成29年7月1日(予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成29年7月1日(予定)

※上記のとおり、単元株式数変更および株式併合の効力発生日は平成29年7月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年6月28日となります。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	200 株	2 個	
例②	1,600 株	1 個	160 株	1 個	
例③	1,334 株	1 個	133 株	1 個	0.4 株
例④	785 株	なし	78 株	なし	0.5 株
例⑤	2 株	なし	0 株	なし	0.2 株

・例①、例②に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。

・例③では 0.4 株、例④では 0.5 株、例⑤では 0.2 株の端数株式相当分が生じます。この端数株式相当分につきましては、会社法第 235 条に基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分

し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額は、平成 29 年 8 月頃にお送りすることを予定しております。

・例⑤に該当する株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。何卒ご理解賜りたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか？

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株あたりの資産価値は 10 倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 10 倍となります。

Q 6. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成 29 年 3 月 30 日 定時株主総会開催日

平成 29 年 6 月 28 日 100 株単位での売買開始日

平成 29 年 7 月 1 日 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

平成 29 年 7 月 下旬 株式割当通知の発送

平成 29 年 8 月 中旬 端数株式処分代金のお支払い

Q 7. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

同連絡先

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9 時～17 時（土・日・祝日等を除く）

以 上